

〈添付書類一覧表〉申請者(職員)は、認定請求書等※に以下の書類を添付して所属へ提出してください

(市町村立学校) 職員から書類の提出を受けた所属は総務事務システムに入力後、システムから印刷した「添付書類送付状」に以下の書類を添付して福利課へ提出してください

現況届の提出書類については、福利課が送付する通知(例年5月末頃)を確認してください。

(県立学校) 職員から書類の提出を受けた所属は総務事務システムに入力してください。なお、福利課への書類提出は必要ありません。転入等の場合、支給元の「児童手当消滅通知書」のPDFを総務事務システムに添付してください。(現況届は、申請書及び認定書のみ必要)

(○…必須 ★…該当する場合に添付)

申請区分	添付書類 (各1部)	課税 証明書 (1)	住民票 (2)	申立書 (3)	別居監 護 申立書 (4)	その他事 実の発 生を確 認で きる書 類(5)	監護相当・ 生計費の負 担につい ての確 認書(6)	未成年後見 人 父母指定者 特別養子縁 組の場合	提出時期
	主な申請の理由	(原本)	(原本)	(原本)	(原本)	(原本)	(原本)		
現況届	5月31日時点で児童手当等を受給中の職員の手続き 毎年6月	○	★	★	★	★	★		毎年6月1日～ 末日
新規認定請求	第1子の出生等 新規採用や異動 共済組合の長期給付の適用開始 奈良県から初めて児童手当を受給する職員の手続き	○	○	★	★	★	★		福利課まで お問い合わせ ください 事由の発生した日の翌日から15日以内
額改定(増額)	第2子以降の出生等 すでに奈良県から児童手当を受給中の職員の手続き		○	★	★	★	★		
額改定(減額)	児童が海外出国した等の理由により、児童手当支給対象児童数が減った場合の手続き		★			★			
消滅	退職・異動・海外へ出国・共済組合の長期給付の適用除外・児童の監護をしなくなった等	★	★			★			
住所変更	受給者本人と児童の同居・別居区分の変更が生じる場合、内容によっては、児童の登録内容について手続きが必要(不要の場合もありQ&A5参照)		○		★	★			
氏名変更	児童の氏名を変更する場合		○			★ 戸籍謄本等			

(1)課税証明書…3か月以内発行のもの

- ・ 児童手当用(扶養人数及び各種控除の記載があるもの)
- ・ 本人分・配偶者分(ただし、配偶者が控除対象配偶者又は配偶者特別控除を受けている場合は配偶者分は不要)
- ・ 前年の所得分(1～5月分の支給については前々年)

(2)世帯全員の住民票…3か月以内発行のもの

- ・ 続柄及び戸籍の筆頭者・本籍地が表示されたもの
- ・ マイナンバー記載無しのもの
- ・ 児童や配偶者と別居している場合、申請者(受給者)が属する世帯と児童や配偶者が属する各世帯全員の、戸籍の筆頭者及び本籍地が表示された住民票が必要です。

(3)申立書の必要な事例…添付書類の記載内容や申請者の状況について特に説明が必要な場合に提出してください

- ・ 海外からの転入や、配偶者と離婚前提で別居しているため添付書類がそろわない場合
- ・ 申請者が育休中で一時的に所得が低い場合 等

(4)別居監護申立書が必要な事例…住民票上児童と別居する職員は提出が必要です(単身赴任手当受給者は除く)

- ・ 住宅の新築した際の登記手続きのため一時的に住民票を移動した
- ・ 児童の通学や通園のため、実家等に住民票を移動した 等

(5)その他事実の発生を確認できる書類…一部コピー提出可

- ・ 児童手当支給事由消滅通知書 : 配偶者からの扶養替えや市町村受給からの切り替えの場合(県立学校は、PDFで添付してください)
- ・ 申請区分が「額改定(減額)」もしくは「消滅」の場合は、「児童手当額減額改定・支給事由消滅届」を提出してください
- ・ 児童手当認定却下通知書 : 事実発生の当初、配偶者が申請したが却下された場合
- ・ 調停調書(コピー) : 離婚前提で配偶者と別居していて、配偶者からのつけかえを希望する場合
- ・ その他証明書 等

* 福利課までお問い合わせください *

(6)監護相当・生計費の負担についての確認書(令和6年10月～)

- ・ 受給者が養育する児童及び経済的負担のある児童の兄弟等の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄弟等について提出してください。
(兄弟等:18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの)
- ・ 大学生に限らず22歳年度末までの子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。
(経済的負担:監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生活費の相当部分の負担を行っていること)
(生計費の負担:受給者からの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常の生活水準を維持することができないことをいう)

※口座変更について…「児童手当振込先金融機関口座登録変更届」を提出してください

- ・ 児童手当の振り込み先金融機関口座は、新規で認定された時点では「A口座」が登録されています。A口座以外の口座を希望する場合は、必ず提出してください。
- ・ 変更後の口座コードは、教職員課で登録手続きが完了しているものに限りです
- ・ 各所属は職員から提出された「児童手当振込先金融機関口座登録変更届」を福利課に提出してください。
(総務事務システムは使用しません)

※委任状…任用形態にかかわらず、申請者(受給者)すべての委任状が必要です【県立学校教職員は不要です】

- ・ 毎年4月1日時点での受給者全員について、記載し所属で保管願います。
- ・ 一般職員は4月1日、臨時職員は任用開始日を記入してください。(追記の際は追記日を氏名の欄に記載する等、工夫してください)
- ・ 年度途中の異動等により代理人が変更した場合は、改めて記載し、所属で保管してください。